

芦北地域医療構想調整会議における 協議の進め方について

令和元年（2019年）8月 水俣保健所

1 昨年度の芦北地域医療構想調整会議について

◆ 第4回調整会議（H30.8.3）

- ・ 「非稼働病棟を有する医療機関」「開設者の変更」の協議方法の決定

非稼働病棟を有する医療機関	協議内容：非稼働の理由と今後の計画 協議方法：個別説明 時期：病床機能報告結果より県が把握した時（平成30年度～）
開設者の変更	協議内容：今後の担うべき役割や機能 協議方法：個別説明 時期：県が把握した時

◆ 第5回調整会議（H30.11.27）

- ・ 政策医療を担う中心的な医療機関等以外の病院及び有床診療所の協議方法の決定

2-1 芦北地域医療構想調整会議の協議方法

政策医療を担う中心的な医療機関等以外の病院及び有床診療所

◆すべて個別説明を行う◆

<協議内容>

- ・ 2025年に向けた対応方針

<協議方法>

- ・ 調整会議は、個別に当該医療機関からの説明（「統一様式」に準じる様式による）を求め、その都度協議を行う。
- ・ 病床機能報告結果から作成した一覧表も用いて、構想区域全体の状況を確認しながら進める。

<協議スケジュール>

- ・ 平成30年度～平成31年度。
- ・ 水俣市内4病院→芦北町内3病院→水俣市内6有床診→芦北町内8有床診

<様式>

- ・ 「統一様式」に準じる様式

2-2 芦北地域医療構想調整会議の協議方法

- 合意の確認方法：出席委員の過半数の合意（挙手による）
- 合意の基準：地域医療構想の理念（病床機能の分化及び連携等）に合致するか確認する
- 合意の時期：
 - 〈政策医療を担う中心的な医療機関等以外の病院及び有床診療所〉
病院ごと及び有床診療所ごとの協議を終えた時
 - 〈非稼働病棟を有する医療機関及び開設者の変更〉
協議の都度
- 合意を得られなかった場合の対応：繰り返し協議を行う